

国立大学法人旭川医科大学学長選考実施細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和6年9月6日学長選考・監察会議議長裁定)

国立大学法人旭川医科大学学長選考実施細則の一部を改正する細則

国立大学法人旭川医科大学学長選考実施細則（平成18年学長選考会議議長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(推薦資格者)</p> <p>第4条 規程第4条第2項に規定する推薦資格者は、推薦に係る公示日に<u>在籍</u>する者とする。ただし、<u>推薦実施日までに推薦資格者に該当しなくなった者は、推薦することはできない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、国立大学法人旭川医科大学学長選考・監察会議規程（平成16年旭医大達第193号。以下「学長選考・監察会議規程」という。）第3条第1項第2号の委員は、学長選考の公正を期すため、推薦資格者の対象としない。（新設）</u></p> <p>(略)</p> <p>(意向聴取対象者)</p> <p>第6条 規程第9条第2項に規定する意向聴取対象者は、意向聴取に係る公示日に<u>在籍</u>する者とする。ただし、<u>意向聴取日までに意向聴取対象者に該当しなくなった者は、投票することはできない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、意向聴取日において次の各号のいずれかの期間にある者は、意向聴取の対象としない。なお、第1号においては、当該期間が不在者投票日（複数日を設ける場合はその初日）</u></p>	<p>(略)</p> <p>(推薦資格者)</p> <p>第4条 規程第4条第2項に規定する推薦資格者は、推薦に係る公示日に<u>在職</u>する者とする。ただし、<u>推薦資格者が推薦実施日までに離職したときは、その資格を失う。</u></p> <p>(略)</p> <p>(意向聴取対象者)</p> <p>第6条 規程第9条第2項に規定する意向聴取対象者は、意向聴取に係る公示日に<u>在職</u>する者とする。ただし、意向聴取対象者が意向聴取日までに離職したときは、その資格を失う。</p>

から引き続く場合に限る。（新設）

(1) 国立大学旭川医科大学職員就業規則（平成16年旭医大達第160号。以下「就業規則」という。）第13条第1項に規定に基づく休職
（新設）

(2) 就業規則第37条第1項第3号の規定に基づく停職（新設）

3 第1項の規定にかかわらず、学長選考・監察会議規程第3条第1項第2号の委員は、学長選考の公正を期すため、意向聴取の対象としない。（新設）

（略）

（略）

（行動規範）

第10条 学長選考・監察会議委員は、その職務を行うにあたっては、常に中立かつ公正の立場を保持し、第6条に規定する意向聴取対象者に対して、意向聴取に影響を及ぼすような行動は慎まなければならない。（新設）

（略）

（略）

附 則

この細則は、令和6年9月6日から施行する。

【改正理由】

学長候補者の推薦資格者及び意向聴取対象者の見直しを図るとともに、学長選考中の学長選考・監察会議委員の行動規範を定めるものである。